第 102 号
令和５年３月

鈴木労務管理事務所便り

連絡先：〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡 3-6-30-505
電話：022-292-7489　ＦＡＸ：022-292-7490
http://www.office-suzu.com/office.html

社内研修の講師をする機会が増えました。その中でも多かった研修を挙げると、「ハラスメント」「育児介護休業」「人事考課」「労働時間管理」といったところでした。「ハラスメント」は、昨年４月の中小企業へ義務化された「パワハラ防止法」によるもの、「育児介護休業」は、昨年の法改正で、制度を周知する必要があるためのものと考えます。

「育児介護休業」以外には、共通のキーワードが存在します。それは、「管理職」です。3つの研修に共通するのは、管理職がいかに理解しているかが問われるということです。「ハラスメント」は、加害者にも被害者にもなりうる問題で、管理職が何に気を付けなければいけないかが問われます。「人事考課」は、人材育成の指標・根幹をなすもので、管理職が使いこなせないと、部下の不満は管理職のみならず、不満の矛先が会社へ向いてしまう恐れがあります。「労働時間管理」は、本来管理職が行うべき業務であるにも関わらず、人事・総務に丸投げといった傾向が見られます。

日本の中小企業の管理職は、ほとんどはプレーヤーを兼ねています。しかも、プレーヤーにかなりの比重を置いています。現実、管理業務よりプレーヤーの方が楽なわけです。しかし、管理職の業務の中でも特に重要なのが、部下の育成・指導です。しかし、これを嫌がる管理職が多く存在します。価値観が合わない為、理解をさせることが大変で、強く当たると、パワハラもしくはメンタルがやられてしまう。これでは、指導もなにもあったものではありません。しかし、指摘を怠ると部下はモンスター化する恐れもあるのです。そういった現状もあり、若手社員を中心に管理職になりたくない社員が増えているのだそうです。一昨年、パーソル総合研究所が行った調査によると、日本人は、「現在の会社で管理職になりたい」という人も、「会社で出世したい」という人も、調査対象になった１４か国のなかで最も割合が低かったそうです。これから、管理職のあり方について、認識を改める必要がありそうです。

社会保険労務士　　鈴木隆彦

当所からのお知らせ

1．雇用保険料率について

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの雇用保険料率は 6/1000（建設・農林水産業は 7/1000）に決定致しました。

負担者 / 事業の種類	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
（令和４年10月～）	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

2．協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率改定について

３月分（４月納付分）より下記の通り保険料率が変更となる予定です。
決定次第、再度ご案内申し上げます。

宮城県【健康保険料率】

改定前　1000 分の 50.90　→　改定後　1000 分の 50.25(被保険者負担分)

※協会けんぽ以外の事業所様や他県につきましては変更がございましたら別途、各組合よりご案内されます。

【介護保険料率】※対象者は４０歳以上６５歳未満

改定前　1000 分の 8.200　→　改定後　1000 分の 9.100（被保険者負担分）

昨年の１０月から短時間労働者に対する健康・厚生年金保険の適用拡大

今回は法律改正にともない、昨年の１０月から段階的に短時間労働者の健康・厚生年金保険の適用が拡大されましたのでご案内します。

昨年 10 月からの改正

「特定適用事業所」の要件

（変更前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 500 人を超える事業所

（変更後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所

※「被保険者」とは厚生年金保険対象者

「短時間労働者」の適用要件

（変更前）雇用期間が 1 年以上見込まれること

（変更後）雇用期間が 2 カ月を超えて見込まれること※（通常の被保険者と同じ）

※2 カ月以内の雇用期間であっても要件を満たす場合があります。詳しくは「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行（令和 4 年 10 月施行分）」に伴う事務の取扱いに関する Q&A 集」を以下の URL よりご確認ください。

☞kinmukikan-qa.pdf (nenkin.go.jp)

令和 6 年 10 月からの改正

「特定適用事業所」の要件

（変更前）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所

（変更後）被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 50 人を超える事業所

※短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用要件についての変更はありません。

≪適用要件早見表≫

対象	平成 28 年 10 月～令和 4 年 9 月末日	昨年 10 月～（現行）	令和 6 年 10 月～(改正)
特定適用事業所	被保険者の総数が常時 500 人超	被保険者の総数が常時 100 人超	被保険者の総数が常時 50 人超
短時間労働者	1 週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし	変更なし
	月額 88,000 円以上	変更なし	変更なし
	継続して 1 年以上使用される見込み	継続して 2 カ月を超えて使用される見込み	変更なし
	学生でないこと	変更なし	変更なし

・・・今後のポイント・・・

法改正により新たに被保険者となる可能性のある労働者の抽出や人数把握、保険料負担にどの程度変動があるかの見積もりなどを行うと共に、新たに社会保険適用となる労働者に対しては今後の働き方について希望聴取を行ったり、必要に応じて雇用形態を見直す等、必要な取り組みに目を向けてまいりましょう。